

○伊東市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

伊東市管理規程第2号

改正 平成12年3月伊東市管理規程第2号
平成13年3月伊東市管理規程第3号
平成13年8月伊東市管理規程第4号
平成15年3月伊東市管理規程第5号
平成16年2月伊東市管理規程第1号
平成18年3月伊東市管理規程第3号
平成18年12月伊東市管理規程第10号
平成20年1月伊東市管理規程第5号
平成21年7月伊東市管理規程第3号
平成28年3月伊東市管理規程第1号
令和元年6月伊東市管理規程第2号

伊東市水道事業給水条例施行規程（昭和35年伊東市管理規程第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第14条）

第3章 給水（第15条—第19条）

第4章 料金、延滞金、加入金等（第20条—第26条の2）

第5章 管理（第27条—第29条）

第6章 貯水槽水道（第30条）

第7章 様式（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、伊東市水道事業給水条例（昭和35年伊東市条例第462号。以下「条例」という。）第46条の規定により条例の施行について必要な事項を定める。

（給水区域）

第2条 伊東市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年伊東市条例第29号）第2条第2項に規定する給水区域であっても配水管を布設していないところ又は工事その他に支障があると認めるときは、

給水しないことができる。ただし、給水を受けようとする者が工事費を負担するときは、この限りでない。

(給水装置の管理の特例)

第3条 申込者が設置した給水装置のうち、市の配水管からの分岐部分から第一止水栓又は第一仕切弁までの給水管並びに管理者が特に必要と認めた公道内及び公私境界線の宅地内の第一弁栓までの給水管は、管理者が維持管理できるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 条例第11条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、給水装置工事申込書の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書等の提出)

第5条 条例第11条第2項及び第13条第3項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号の一に該当するときとし、提出を求める同意書等は、当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の家屋又は所有地内に給水装置を設置しようとするとき

当該家屋又は土地所有者の同意書

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき

当該給水装置の所有者及び使用者の同意書

2 前項の規定による同意書を提出できないと管理者が認めたときは、給水装置工事申込者の誓約書によることができる。

(設計審査)

第6条 条例第13条第2項の規定によりあらかじめ管理者の設計審査を受けようとする者は、次の事項を具備した給水装置工事設計審査申請書を提出しなければならない。

(1) 所要給水量(人員、用途、水圧、その他)

(2) 使用材料

(3) 附近見取図

(4) 工事施行平面図及び立面図

2 管理者が必要と認めた場合は、前項各号に定めるもののほか工事費の算出を示す書類又は詳細図等の提出を求めることができる。

(工事のしゅん工検査申請)

第7条 条例第13条第2項の規定による給水装置工事を施行したときは、しゅん工後、直ちに給水装

置工事しゅん工検査申請書を提出し、管理者の工事検査を受けるものとする。

(給水装置使用材料)

第8条 管理者は、設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、給水装置工事に使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が得られないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第14条の規定に基づく構造及び材質の指定は、次の基準により行う。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するために適当な措置が講じられていること。

2 条例第14条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの

(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないとき、当該材料の使用を制限することができる。

(令元管理規程 2・一部改正)

(給水管材料の特例)

第 10 条 第 3 条に規定する管理者が維持管理できる市の配水管からの分岐部分から第一止水栓又は第一仕切弁までの給水管の使用材料については、次に定めるものとする。

(1) 口径が 50 ミリメートル未満の給水管は、水道用二層ポリエチレン管とする。

(2) 口径が 50 ミリメートル以上の給水管は、水道用ダクタイル鋳鉄管又は水道用配水ポリエチレン管とする。

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(工事費の算出)

第 11 条 条例第 15 条第 1 項各号に規定する工事費の算出は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

(1) 材料費は、管理者が定める材料の単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。

(2) 運搬費、労力費及び道路復旧費は、静岡県土木工事標準単価表による。

(3) 工事監督費は、管理者が別に定める額とする。

(4) 間接経費は、第 1 号及び第 2 号の合計額の 100 分の 30 以内とする。

(工事費概算額の予納)

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規定による工事費概算額は、給水工事費概算額通知書によって予納しなければならない。

(工事費概算額の予納の特例)

第 13 条 条例第 16 条第 1 項ただし書の規定により工事費を予納しないことができるものは、次に定めるものとする。

(1) 官公署、官公立の学校及び病院その他これに準じるものの申込みに係る工事費

(2) 前号に掲げる者以外の申込みについては、管理者が特に認めた工事費に限る。

2 前項第 2 号に規定する工事費のうち新設工事で管理者がその必要を認めたものについては、工事費を 3 月以内に均等月割で徴収することができる。

3 前項の規定により分納しようとする者は、連帯保証人連署をもって給水装置新設工事費分納証書を管理者に提出しなければならない。

(工事の保証)

第14条 市は、管理者が施工した工事に係わる給水装置が、引渡し後3月以内に当該工事の欠陥に起因して破損したときは、これを補修しその費用を負担する。ただし、その破損の原因が使用者又は所有者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

第3章 給水

(給水の制限及び停止の予告)

第15条 条例第19条第2項に規定する給水の制限又は停止をしようとするときは、管理者は、その日時及び区域について予定日の1日前までに給水使用者に予告しなければならない。

2 前項の予告に変更を生じた場合は、速やかにその旨を知らせなければならない。

3 前2項の周知の方法については、市広報、広報車その他の方法による。

(給水契約の申込み等の手続)

第16条 条例第20条の規定による給水契約の申込み及び条例第22条第1号の規定による届出は、管理者が別に定める様式の提出をもって行う。

(メーターの設置位置等)

第17条 条例第21条第2項の規定によるメーターの設置位置は、次に定める基準に基づき設置する。

(1) 敷地内の道路境界線に最も近接した敷地部分

(2) 検針及び取替作業を容易に行うことができる場所

(3) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(4) 水平に設けることができる場所

2 共同住宅等のビル又は百貨店、デパート等共同で管理するもので、管理者が特に認めた場合に限り、構造物の一部にメーターを設置することができる。

(受水タンク以下の装置へのメーター設置)

第18条 条例第21条第2項ただし書に規定する使用水量を計量するため特に必要があると認めるときとは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 受水タンク以下に2戸又は2か所以上の専用装置が設置され、各戸又は各箇所が独立した構造及び機能を有し、それぞれの使用者が異なるとき。

(2) 前号の場合、条例第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タンク以下の装置であるとき。

2 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

3 使用水量を計量するため受水タンク以下の装置に市のメーター設置を希望する者は、第4条に規定する申込みの際に受水タンク以下のメーター設置申込書を提出し、管理者の審査を受けなければならない。

(メーターの損害賠償)

第19条 管理者は、条例第21条第4項の規定によりメーターの損害を弁償させようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定める。

第4章 料金、延滞金、加入金等

(使用水量の通知)

第20条 メーターにより使用水量を計算するものについては、検針の都度使用者に使用水量を通知する。

2 メーター検針のときに使用水量が1立方メートルに満たない端数があるときは、翌月の使用水量に合算する。ただし、給水の中止又は廃止のときは1立方メートルとして計算する。

(使用水量の算定)

第21条 条例第28条第2項の規定により隔月に検針したときは、使用水量を2分し、その一方を前の月分とし他の一方を後の月分として算定する。

2 前項の規定に基づいて使用水量を算出した場合に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は前の月分に算入する。

(使用水量の認定)

第22条 条例第29条に規定する使用水量の認定は、前3月間における使用水量及び前年同期の使用水量その他使用状況等を考慮して定めるものとする。

(料金等の納期限)

第23条 料金等の納期限は、次のとおりとする。

(1) 納入通知書による納入方法をとる料金は、当月末日（金融機関等の休日に当たるときは、翌営業日とする。本項において同じ。）

(2) 口座振替による納入方法をとる料金は、管理者が別に定める日

(3) 私設消火栓演習その他臨時給水料は、使用后14日以内

(4) 工事費は、月の15日以前にしゅん工したものについては、当月の末日、月の16日以後にしゅん工したものについては、翌月の15日。ただし、分納の場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず管理者が特別の事情があると認めるときは、納期限を変更することができる。

(加入金の納入)

第24条 条例第35条の2第1項に規定する加入金は、給水工事費概算額通知書によって納入しなければならない。

2 管理者が条例第21条第2項に規定する受水タンク以下の装置にメーターを設置する必要があると

認めたとときの加入金は、各戸又は各箇所を設置したメーター口径に応じた額とする。

(加入金の返還)

第25条 条例第35条の2第4項ただし書に規定する加入金の返還の理由は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置工事の申込み後、当該申込みを取消したとき。
- (2) 給水装置工事の設計変更により申込みの口径を小さいものに変更する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に管理者が認めたととき。

2 前項第2号の規定により返還する加入金の額は、申込みの口径に係る加入金の額と変更後の口径に係る加入金の額との差額とする。

(料金、延滞金、手数料等の軽減又は免除)

第26条 条例第37条に規定する料金、延滞金、手数料等の軽減又は免除できる場合については、次のとおりとする。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたととき。

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請について第1号及び第3号該当の場合は、「水道事業納付金減免申請書」を、第2号該当の場合は、「水道料金減免申請書」の提出をもって行う。

3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(料金の債権放棄)

第26条の2 条例第37条の2の規定により、管理者は、消滅時効の起算日から5年経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当する料金の債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、料金の債務を相続する者がいないとき。
- (2) 債務者の所在が不明であるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条その他の法令の規定により、債務者が料金の債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定において、料金の債権の徴収停止をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたととき。

第5章 管理

(職員の身分証明)

第27条 職員は、給水装置の検査及びメーターの検針その他給水管理、調査のための使用者の居住内

又は施設に立ち入る場合及び料金等の収納を行う場合は、身分証明書を携帯し、求めに応じてこれを提示しなければならない。

(撤去又は改修の指示)

第28条 条例第38条第1項の規定による指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水の停止)

第29条 条例第40条第1項第1号に基づく給水を停止する基準は、管理者が別に定める。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第30条 条例第45条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 当該簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者（以下「設置者」という。）は、次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。

(2) 設置者は、前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第7章 様式

(文書の様式)

第31条 条例及びこの規程の施行について作成する文書の様式は、次に定めるところによる。

(1) 総代人選定（変更）届 第1号様式（条例第7条及び条例第23条関係）

(2) 給水装置所有者・使用者変更届 第2号様式（条例第23条関係）

(3) 代理人変更届 第3号様式（条例第23条関係）

(4) 私設消火栓使用願 第4号様式（条例第24条関係）

(5) 給水装置の管理義務違反に関する指示書 第5号様式（条例第38条関係）

- (6) 給水停止通知書 第6号様式(条例第40条関係)
- (7) 給水装置工事申込書 第7号様式(第4条関係)
- (8) 給水装置工事設計審査申請書 第8号様式(第6条関係)
- (9) 給水装置工事しゅん工検査申請書 第9号様式(第7条関係)
- (10) 給水工事費/概/精/算額通知書 第10号様式(第12条及び第24条関係)
- (11) 給水装置新設工事費分納証書 第11号様式(第13条関係)
- (12) 削除
- (13) 受水タンク以下のメーター設置申込書 第13号様式(第18条関係)
- (14) 水道事業納付金減免申請書 第14号様式(第26条関係)
- (15) 水道料金減免申請書 第15号様式(第26条関係)
- (16) 身分証明書 第16号様式(第27条関係)

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日伊東市管理規程第2号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月6日伊東市管理規程第3号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年8月7日伊東市管理規程第4号)

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日伊東市管理規程第5号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月25日伊東市管理規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日伊東市管理規程第3号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月22日伊東市管理規程第10号)

この規程は、制定の日から施行する。

附 則(平成20年1月31日伊東市管理規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月1日伊東市管理規程第3号)

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年3月7日伊東市管理規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日伊東市管理規程第2号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式(条例第7条及び条例第23条関係)

総 代 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

伊東市水道事業
伊東市長 様

共有管総代人 住 所
氏 名 印

下記のとおり総代人を選定(変更)したのでお届けします。

給 水 装 置 場 所	伊東市
総 代 人 の 住 所 氏 名	印
旧 総 代 人 の 住 所 氏 名	
備 考	

(注) 共有者が2人以上の場合は、裏面又は別紙に連名押印のこと。

第2号様式(条例第23条関係)

給水装置所有者・使用者変更届		(印) 収受印	
年 月 日			
伊東市水道事業 伊東市長 様			
新所有者 住 所 (ふりがな) 氏名又は名称 (印)			
旧所有者 住 所 (ふりがな) 氏名又は名称 (印)			
伊東市水道事業給水条例第23条の規定により、給水装置の所有者を変更したいのでお届けします。 なお、この変更に伴う当該給水装置に係る一切の権利義務は新所有者が承継し、トラブル等の責任を一切負います。			
異 動 年 月 日	年 月 日	変 更 理 由	相 贈 売 其 他 続 与 買
水 栓 コ ー ド		整 理 番 号	—
給 水 装 置 場 所	伊東市		
所 有 者 変 更	新 所 有 者	住 所	
		氏 名	
		電 話	()
	旧 所 有 者	住 所	
		氏 名	
		電 話	()
使 用 者 変 更	住 所		
	氏 名		
最 新 事 項 確 認	登記事項証明書等添付書類は、現在の最新事項を記載してある <input type="checkbox"/>		
確 認 者		入 力	年 月 日

第3号様式(条例第23条関係)

代 理 人 変 更 届

年 月 日

伊東市水道事業
伊東市長 様

給水装置所有者 住 所
氏 名 印

下記のとおり代理人を変更したのでお届けします。

水 栓 コ ー ド		整 理 番 号	
給 水 装 置 場 所	伊東市		
新 代 理 人 の 住 所 氏 名	印		
旧 代 理 人 の 住 所 氏 名			
備 考			

第4号様式(条例第24条関係)

私 設 消 火 栓 使 用 願

消火栓を下記のとおり
す。 用に使用したいので許可願いま

記

1 使用予定消火栓所在地 伊東市

1 使用予定栓数 栓

1 使用予定日時 月 日 時 分から
月 日 時 分まで

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

第 号

消 火 栓 使 用 許 可 書

消火栓について下記条件により使用を許可します。

記

1

1

1

年 月 日

伊東市水道事業伊東市長



第5号様式(条例第38条関係)

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の
使用者氏名
又は
給水装置の
所有者氏名
様

伊東市水道事業
伊東市長
印

伊東市水道事業給水条例第38条の規定に基づき、次のとおり指示します。

- 1 給水装置の設置場所
- 2 措置指示事項

第6号様式(条例第40条関係)

第 号
年 月 日

〒

様

伊東市水道事業
伊東市長 印

給水停止通知書

あなたが使用されました上下水道料金は、度重なる請求にもかかわらず未納になっていますので、水道法第15条及び伊東市水道事業給水条例第40条の規程に基づき、下記の水栓の給水の停止を次のとおり執行いたします。(ご不在でも給水を停止します。)

ただし、給水停止予定日までに市水道事業料金窓口で一括納入した場合、あるいは市水道事業が一括納入できない妥当な理由があると認め、上下水道料金を完納している保証人1名を付けた別紙・上下水道料金納付誓約書を提出した場合、給水停止を中止します。

なお、給水停止後の開栓は、上下水道料金が完納された翌営業日となります。

- [注] (1) 本書と行き違いに納入済の場合は、本書は無効と御了承ください。
(2) 本書受領後の納付は、市水道事業料金窓口でお願いします。
(3) 土日祝日は休業日のため、停水解除・納付相談等の業務は行っておりません。

記

水栓コード 整理番号

設置場所

使用者氏名 _____

給水停止執行日 _____ 年 月 日

未納明細

年月分	水量 m ³	料金 円	納入額 円	納入日	督促手数料円	延滞金 円	分納誓約

未納額	円		督促	回		円
-----	---	--	----	---	--	---

			未納額合計			円
--	--	--	-------	--	--	---

第7号様式(第4条関係)

給水装置工事申込書

(管理者) 伊東市水道事業
伊東市長様

年 月 日

受付番号		工事の種類	新設・改造・修繕・撤去	申込者連絡先		
申込者 (所有者)	住所	下記の承諾事項1から4を厳守いたします。 フリガナ 氏名			㊟	
使用者	住所	下記の承諾事項1から4を厳守いたします。 フリガナ 氏名			㊟	
装置場所	伊東市					
給水装置の種類	専用栓・共用栓・私設消火栓	用途				
指定給水装置 工事事業者	指定工事業者証交付番号 住所 氏名 TEL	㊟			本水道工事諸手続並びに工事金額及び精算額の諸手続を指定給水装置工事業者に委任します。 申込者 ㊟	
承諾事項 1. 工事による給水装置の維持管理について、市給水条例により行います。 なお将来これが管理不能になった時は、市において処分されても異議の申立てはしません。 2. 管理者が検査及び検針のため、留守、不在であっても給水装置設置場所に立ち入ることを承諾いたします。 3. 管理義務を怠ってメーターを亡失又はき損したときは、指示に従い代価を賠償します。 4. 承諾事項1及び3の責任順位は、第一位が申込者、第二位が使用者とする。						
本申請に伴う給水装置工事の施行について同意し使用することを承諾いたします。						
家屋所有者 (申請者と異なる場合)	住所	氏名				㊟
土地所有者 (申請者の所有地以外を使用する場合)	使用承諾する土地の所在					
	住所	氏名				㊟
水管所有者 (個人管支管分岐の場合)	住所	氏名				㊟
上記申込者に予納金を通知し、予納金納入後工事施行してよろしいか伺います。		決裁欄				
予納金額		追徴還付金額	精算金額	設置状況		
設計審査及び検査手数料	円	円	円	メーター	m/m	個
納入年月日	年月日	年月日	年月日	メーター	m/m	個
工事監督費	円	円	円	水栓コード		
納入年月日	年月日	年月日	年月日	廃止コード		
加入金	円	円	円	廃止メーター		
納入年月日	年月日	年月日	年月日	既設メーター	m/m	号
開発負担金	円	円	円	開栓メーター	m/m	号 m ³
納入年月日	年月日	年月日	年月日	撤去メーター	m/m	号 m ³
合計	円	円	円	撤去メーター	年月日	
取付メーター				受水槽	m ³	念書有無
口径	番号	指針	検定	A	B	水栓コード
						室番
				メーター取付年月日		
				しゅん工年月日		
				精算年月日		
				年月日		
				水系		
本設計番のとおり工事しゅん工精算いたしました。				決裁欄		

第8号様式(第6条関係)

給水装置工事設計審査申請書

申込者 (所有者)	住所	氏名	審査		決裁欄				
装置場所	伊東市								
給水装置の種類	専用栓・共用栓・私設消火栓	工事の種類	新設・改造・修繕・撤去						
指定工事業者証交付番号		給水装置工事主任技術者	免状交付番号		予定設置メーター業者記入	個			
住所		住所			m/m	個			
氏名		氏名			m/m	個			
TEL					決定設置メーター	個			
伊東市水道事業		年 月 日			m/m	個			
伊東市長様	下記設計により工事を施行したく申請します。					m/m	個		
給水装置工事使用材料設計内訳書		人員	人	用途	給水量	l	水圧	kg/m ³	
品名	形状寸法	単位	数量	単価	金額	着工予定	年 月 日	しゅん工予定	年 月 日
						工事用必要の有無	有 無	工事用予定	年 月 日
						案内図 全隣 部 頁			方位
									○

第9号様式(第7条関係)

給水装置工事しゅん工検査申請書

受付番号		給水装置の種類	専用栓・共用栓・私設消火栓	工事の種類	新設・改造・修繕・撤去	決裁欄	
装置場所	伊東市						
申込者	住所	フリガナ			氏名		
下記のとおり給水装置工事が完了しましたから検査くださるよう申請いたします。 伊東市水道事業伊東市長 様 年 月 日							
申請者(指定給水装置工事事業者)	住所	①		給水装置工事主任技術者	免状交付番号	②	
	氏名			住所			
	TEL			氏名			
給水装置工事使用材料設計内訳書		検査予定年月日	年 月 日	しゅん工年月日	年 月 日		
品名	形状	単位	数量				○
	寸法						
				水 圧	月 日 時 分	kg/m ³	
				(直圧)	減 圧	kg/m ³	
上記のとおり給水装置検査流末工事が完了しました。							
給水装置検査		年 月 日	流末工事	年 月 日	係		

第11号様式(第13条関係)

給水装置新設工事費分納証書

1 給水装置場所伊東市
1 給水装置工事申込者名
1 給水装置工事費概算額 円
1 分納期間 月 年 月 日から
年 月 日まで
ただし、第1回分納金 円 月 日前納済
第2回分納金 円 月 日納入期日
※1 給水装置工事費精算額 円
(精算額に対する納入済額差引残額)
第3回分納金 円 月 日納入期日

上記給水装置新設工事費は、毎月指定の期日に必ず納入いたしますからその証として保証人連署の上、この証書を差し入れます。

年 月 日

申 込 者 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

伊東市水道事業伊東市長 様

注 ※印は朱書のこと。

第14号様式(第26条関係)

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

伊東市水道事業
伊 東 市 長 様

申請者 住 所
(使用者)
氏 名 印

伊東市水道事業給水条例施行規程第26条の規定により、水道事業納付金について軽減(減免)していただきたく下記のとおり申請いたします。

水栓コード		整理番号	—
水道納付金の種類	(1) 水道料金 (2) 加入金 (3) その他()		
申請の理由			

(決 裁 欄)

第15号様式(第26条関係)

水道料金減免申請書

年 月 日

伊東市水道事業 伊東市長 様

申請者住所
(使用者)
氏 名

印

次の理由により 年 月分水道料金の減免を申請いたします。

水栓コード		整理番号	—	
設置場所				
申請理由				
指定 工 事 業 者 処 理 欄	メータ口径	mm	メータ番号	
	メータ指針	m ³	修繕後の確認	異常 有・無
	受付月日	年 月 日	修繕月日	年 月 日
	修 繕 費	円		
	修繕内容			
	上記のとおり修繕したので報告します。 指定給水装置工事事業者			
	印			

注意事項；記入漏れのない様をお願いいたします。
修繕後、速やかに提出をして下さい。

第16号様式(第27条関係)

5.5cm	9.5cm
	写真添付
No. 職名	身 分 証 明 書 氏 名
	年 月 日生(歳)
上記の者は、伊東市公営企業水道事業職員であることを証明する。	
	有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日
	伊東市水道事業伊東市長 印
裏 面	
1 本証は、常時携帯すること。	
1 有効期間満了したときは、管理者に返付すること。	
1 退職したときは、本証を管理者に返付すること。	
1 本証を紛失したときは、直ちに管理者に届け出ること。	
1 本証は、他人に貸与してはならない。	

第1号様式（条例第7条及び条例第23条関係）

第2号様式（条例第23条関係）

第3号様式（条例第23条関係）

第4号様式（条例第24条関係）

第5号様式（条例第38条関係）

第6号様式（条例第40条関係）

第7号様式（第4条関係）

（平28管理規程1・全改）

第8号様式（第6条関係）

第9号様式（第7条関係）

第10号様式（第12条及び第24条関係）

第11号様式（第13条関係）

第12号様式 削除

第13号様式（第18条関係）

第14号様式（第26条関係）

第15号様式（第26条関係）

第16号様式（第27条関係）